

国際日本文化研究センター運営助成金取扱要項

令和3（2021）年	5月13日	制	定
令和8（2026）年	8月5日	最終改正	

（設置）

第1条 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター（以下「日文研」という。）に、国際日本文化研究センター運営助成金（以下「助成金」という。）を設置する。

（目的）

第2条 助成金は、日文研の運営に寄与するために設置するものとする。

（事業）

第3条 助成金は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 日文研の主催または共催による会議・催事等に対する助成
- 二 寄附金を除く外部資金の財源一時立替
- 三 物品・設備・施設等の修繕及び整備拡充
- 四 その他助成金の目的達成に必要な事業

（助成金の構成）

第4条 助成金は、次の各号に掲げる資金をもって充てる。

- 一 日文研法人化時に国より承継した委任経理金
- 二 前号以外の助成金宛の寄附金
- 三 その他助成金に繰り入れることが決定された資金
- 四 前各号に規定する資金から生じる果実

（助成金委員会）

第5条 助成金の運営に関する事項については、財務・施設利用委員会（以下「委員会」という。）において審議するものとする。

（審議事項）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 事業に関する事項
- 二 予算及び決算に関する事項
- 三 助成金の受入に関する事項
- 四 助成金の運用に関する事項
- 五 寄附者への謝意の表明に関する事項
- 六 積立金の取崩しに関する事項
- 七 その他助成金の運営に関する事項

2 委員会は、審議結果を所長に報告するものとする。

（事業の申請及び報告）

第7条 助成金で行う事業の申請は、事業毎に委員会へ提出するものとする。

2 前項の事業が終了したときは、速やかに財務課へ報告するものとする。

3 第3条第2号の事業については、国際日本文化研究センターにおける研究資金等の立替に関する取扱要項による処理をもって委員会への申請及び報告に替えるものとする。
(事業年度)

第8条 助成金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
(事務)

第9条 助成金に関する事務は、管理部財務課において処理する。
(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3（2021）年5月13日から施行し、令和3（2021）年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和8（2026）年8月5日から施行する。